

## 奈良工業高等専門学校環境委員会規程

平成18年2月9日制定

平成29年3月9日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に独立行政法人国立高等専門学校機構本部が定める「高専機構環境方針」に対応するため、環境委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、高専機構環境方針に基づき、次の事項を審議する。

- 一 環境方針・環境目的及び目標の設定とその推進に関すること
- 二 環境報告書に関すること
- 三 環境保全活動に関すること
- 四 その他環境に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 奈良工業高等専門学校運営会議規程（平成17年4月1日制定）第3条各号に掲げる者
- 二 総務課長及び学生課長

(委員会の招集等)

第4条 委員会は、校長が招集し、その議長となる。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が必要であると認めたとときに開催する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要であると認めたとときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会の下に、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(環境マネジメント組織)

第8条 委員会委員をもって、環境マネジメントを組織する。

- 2 環境マネジメント組織は、別表のとおりとする。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、事務部で行う。

附 則

この規程は、平成18年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

環境マネジメント組織図

